

面会規定

1. 目的

本規定は、入院中の患者に対する家族等の面会について、療養環境の確保を感染対策及び安全管理の観点から、職員の管理のもと実施し、適切な面会の運用を定めることを目的とする。

2. 基本指針

- ① 患者の療養環境の確保
 - ・面会は患者の安静・治療の妨げにならない範囲で実施する
 - ・終末期・重症患者などは、主治医の判断により柔軟に対応する
- ② 感染対策の徹底
 - ・手指衛生・マスク着用など基本的感染対策を徹底
 - ・発熱・風邪症状等のある者は面会不可
 - ・感染症の発生状況に応じて、院長の判断により面会の中止や制限をする場合がある
- ③ 安全管理の確保
 - ・面会者は 2 階エレベーター前で用紙に名前を記入する
 - ・面会時間外の出入りは原則禁止
 - ・患者の療養や診療・看護の妨げになるような迷惑行為を禁止する

3. 面会時間・人数

- ① 面会時間:14 時～16 時 ※土日祝は原則不可
- ② 面会時間:15 分程度
- ③ 面会人数:患者 1 名につき 3 名まで
※病状の関係上、主治医からの特別な面会許可が下りている場合は別途対応

4. 面会者の範囲

- ① 原則として家族またはこれ準ずる者
- ② 患者の病状、家族事情を考慮して、医師・看護師が判断する

4. 周知方法

- ① 入院時の説明
- ② 院内掲示
- ③ 病院ホームページ掲載

社会医療法人 関愛会 坂ノ市病院 院長

付則

この規定は 2026 年 6 月 1 日から施行する